活水女子大学 研究活動上の不正防止計画

活水女子大学(以下「本学」という。)は、本学における全ての研究活動上の不正行為を防止し、適正かつ効率的な研究活動の管理・運営を行うため、「活水女子大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」第22条及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン 平成26年8月26日文部科学大臣決定(平成27年4月1日適用)」に基づき、「活水女子大学 研究活動上の不正防止計画」を策定する。

I 運営体制について

1 研究管理最高責任者:学長

研究管理最高責任者は機関全体を統括し、不正行為に係る調査、審理及び判定並びに 裁定について最終責任を負う。

2 統括管理責任者:事務局長

研究管理最高責任者を補佐し、不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定について機 関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 研究倫理教育責任者: 学部長及び 研究科長

研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動にかかわる者を対象に、求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育(以下、「研究倫理教育」という。)を確実、かつ定期的に実施する責務を負う。

4 コンプライアンス推進責任者: 各学科主任及び各室・各課長

コンプライアンス推進責任者は、研究者が研究及び研究費の運営・管理を適正に行うよう 指導監督する。

5 不正防止計画推進部署:総務課

研究管理最高責任者の下、本学全体の観点から不正が発生しないように努め、不正行為防止計画を推進する。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン平成26年8月26日文部科学大臣決定(平成27年4月1日適用)」及び競争的資金等における使用ルール等について正しく理解するよう、本学全体で取り組む。研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務処理、不正行為防止計画の推進および競争的資金等の相談窓口は、関係部局の協力を得て、総務課が実施する。

Ⅱ 不正発生要因と具体的な防止計画について

1. 責任体系の明確化

不正の発生する要因 (リスク)

責任体系が不明瞭であると、研究者等の研究活
動上の不正行為に対する責任意識が低下し、研
究活動に係る不正防止の推進が十分に行われな
1/1

防止計画

- ・本学における研究活動上の不正行為に関する取り扱い規程の責任体制を「フローチャート」等にわかりやすく表記し明確化する。
- ・不正防止に関する説明会の実施やホームページ により学内外に周知啓発する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ・コンプライアンス、研究倫理に対する研究者等の意識が希薄である。
- ・研究資金が公的研究費であり、税金等によって賄われていること、機関による管理が原則であるという意識が希薄である。
- ・本学におけるすべての構成員を対象にコンプライアンス教育を実施し、研究者等においては研究倫理教育等を実施し、不正防止推進及び研究費の公正かつ適正な運営・管理について周知する。
- ・研究者等に研究費を適切に使用・管理する旨の 誓約書の提出を求める。

研究者等の自身の行為が不正に該当するか否か の理解度が低く、不正行為に対する認識が甘い。

- ・不正防止推進に関する相談窓口(総務課)で、 構成員からの質問や相談に応じる。
- ・不正行為が疑われる事案の通報等があった場合 の調査委員会設置、調査体制、調査方法、調査 結果の公表等、不正に係る調査に関する詳細に ついて周知する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握せずに不正防止計画を策定すると、本学の実情と計画が乖離し、 不正が発生する恐れがある。 本学全体で不正発生要因を把握し、不正防止計画 を策定する。不正防止計画は、毎年度、実施状況 を確認するとともに、内容の再検討を行う。

不正防止計画が策定されているにもかかわらず、不正行為が発生する。

- ・リスクが顕在化したケースの状況等を活用し、 不正防止計画を定期的に見直す。
- ・不正事案が発生した場合、徹底した調査により 不正発生要因を明確化し、再発防止のための対 策を講ずる。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

出張事実の確認が不十分であると実態を伴わない旅費の請求や旅費の水増し請求を防止できなくなる恐れがある。

出張報告書の提出に合わせ、乗車券、搭乗券及び 領収書等の出張事実を証明する書類の提出を徹 底する。また、旅行代理店等を通している場合は、 必要に応じて当該旅行代理店等への問合せや確 認を行う。

換金性の高い物品について、転売等のリスクが 生じる。 5 万円以上の物品に関しては、必ず事務担当者が 相見積もりを行い、伺い書等で決裁後に購入させ る。購入した1万円以上の物品には備品シールを 貼って管理する。換金性の高い物品(パソコン、 タブレット型コンピュータ、金券類等)を購入し た場合は、納品時の検収を確実に行い、必要に応 じて事後検収を行う。 特定の業者との緊密な関係が、癒着に繋がり 不正な取引に発展する恐れがある。

- ・発注・検収は原則として管財課の管理のもと行い、研究者による発注は一定金額以下の場合の みで認める。
- ・特定の業者との密接な取引がないか定期的に 注視する。
- ・予算執行状況が適切に把握されていないため、 年度末に予算執行が集中する。
- ・発注段階で支出財源の特定がされていない。
- ・研究者の研究計画に基づき、定期的に研究者 ごとの予算執行状況を確認し、必要に応じて 改善等を促す。
- ・研究費繰越制度の活用等を研究者に周知する。
- ・発注段階での支出財源の特定を徹底するため、 個別に連絡、指導を行う。

研究協力者等やアルバイト等への謝金、アルバイト給与や、現地案内・通訳等特殊な役務への報酬等の適切な支払いが確認できず、水増し請求が行われる恐れがある。

- ・アルバイトの雇用管理は原則として研究者所属 の事務担当者が行い、面談や出勤簿等により勤 務状況等の確認を徹底する。
- ・特殊な役務の検収は、成果物の有無に応じて、 書類や立ち会いによる確認等を適切に実行す る。

5.情報発信・共有化の推進

告発(相談)窓口が分かりにくいと、不正が 潜在化する恐れがある。 告発窓口や相談窓口について、HP やメール等で連絡し、更なる周知徹底を図る。

通報等受付窓口が周知徹底されていないため、 不正事案の発生への対応が遅れる。 通報者の保護に関する規程や窓口の場所や通報 の方法等を明確化し、説明会の実施やホームペー ジでの公開などにより、学内外に周知徹底する。

6. モニタリングの在り方

モニタリング体制が不十分であると、不正の 発生をしっかりと牽制できない恐れがある。 定期的及び必要に応じてモニタリングを実施する。特に旅費や謝金については、書面調査だけでなく、関係者への聞き取り調査を行うなど、実効性のあるモニタリングを実施する。

不正防止推進の具体策が実施されていない場合 は、不正発生のリスクが高まる。

- ・公的研究費の適正な管理のため、コンプライア ンス推進責任者を中心としたモニタリング体 制を整備し、実効性のあるモニタリングを行 う。
- ・内部監査に関する規程を整備し、研究者及び 研究費管理部局に対し定期的に監査を行う。
- ・モニタリング及び内部監査により表面化した 不正発生要因等をコンプライアンス教育の 一環として機関内に周知し、類似事例の再発 防止に努める。

Ⅲ 不正防止計画の見直し

本学は、不正発生要因の把握とその分析をすすめるとともに、配分機関等からの情報提供や、他機関における対応等を参考にしながら、不正防止計画の策定・見直しを行う。

平成 28 年 2 月 15 日 常任理事会承認 平成 28 年 2 月 15 日策定